

ったり、計画をさらに進展させる検討をしていくということに670万円もかかるのかなと私はちょっと思ったので、委託先との話し合いから、このくらいかかりますよということなのかどうかですが、例えばこれは入札とかはしたのか、必要ないのか。去年もしたからという理由もあるのかもしれませんが、その辺の兼ね合いはどうなんでしょうか。

○梅津善之委員長 新野弘明総務参事。

○新野弘明総務参事 新年度の671万円につきましては、新たに業務発注することになりますので、公募型のプロポーザル方式で業者を選定して契約するような形になります。そこで新たに業者を選定して進めることになります。

あと業務の内容といたしましても、令和3年度は概略的な調査行いましたけども、令和4年度につきましては具体的にアンケート調査であったり、現地調査が入りますので、より詳細な調査ということで、予算規模としては1.5倍の規模となっております。

○梅津善之委員長 13番、小関秀一委員。

○13番 小関秀一委員 了解しました。

次に、バイオマス発電等の導入計画の概要について、これについてはペレットストーブとか、バイオマスの企業のことなのか、将来に向けたバイオマスの計画をつくる意味での検討なのか、その辺だけ教えてください。

○梅津善之委員長 新野弘明総務参事。

○新野弘明総務参事 バイオガス発電につきましては、今想定しておりますのが、下水の終末処理場の汚泥でございますけども、今現在汚泥を脱水をして、それを脱水ケーキにして産廃処分しておりますが、そこを脱水する前の状態でバイオガス発電として使っていきたいというところなんです。ベースは下水の終末処理場の汚泥を使って、それに今年度レインボープランの見直しの検討委員会行ってますけども、レインボープランにつきましても今大幅な見直しを検討してお

りまして、今の有機肥料につきましては農業に戻すというところで循環しておりますが、そのエネルギーの循環もちょっと検討しております。そのところで下水汚泥処理とレインボープランを使ったバイオマス発電です。

○梅津善之委員長 13番、小関秀一委員。

○13番 小関秀一委員 5番、6番は、市長にぜひSDGsの宣言なり、登録制度に対応してもらえればなというようなことで、令和4年度については具体的にいくら予算で検討するかということで決してなかったんですが、ぜひ、ほかの市町村に先駆けて地域循環のまちづくりをレインボープランとともにしてきた長井市がこれは競争では決していないんだけど、マスクミなんかでそういうところを取り上げられて、長井市なんかさっぱりしてないみたいな印象では困るなと思ったわけです。ぜひ、レインボープランの見直しもしていかなければ、世界中のこうした運動さ、やっぱり長井市は先駆けてしてきた先駆者として、ぜひこの登録制度等、あと宣言も年度内に検討をお願いして、また市長に大変申し訳ねがったけど、総括質疑を終了します。ありがとうございます。

○梅津善之委員長 ここで暫時休憩します。再開は15時20分といたします。

午後 2時56分 休憩

午後 3時20分 再開

○梅津善之委員長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

鈴木 裕委員の総括質疑

○梅津善之委員長 次に、順位4番、議席番号4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 お疲れさまです。清和長井の鈴木 裕です。令和4年3月定例会の予算総括質疑をこれよりさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

今日の質疑については、昨年12月の定例会と関わることなんです、本市の特定不妊治療費助成事業の対応について質問いたします。予算書の102ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、005特定不妊治療費助成事業の助成金240万円の箇所についての質問です。

本事業は、今年度まで不妊治療に要した医療費に対し、国・県の特定不妊治療費助成制度で足りない分を30万円限度に助成してきました。本制度を利用された市民は令和2年度13人、令和3年度では9人で、そのうち妊娠された方は令和2年度5人、令和3年度も5人と2年間で10名の子供が妊娠されたとの報告を当局から受けております。ちょっと文章おかしいかもしれませんがね。不妊治療は今までは保険適用外で、しかも高額な治療費を要することになりますが、国・県の特定不妊治療費助成制度で賄い切れな分を、市の独自の財源で上乗せしてきています。不妊で悩むカップルの治療費の経済的負担を大きく軽減でき、不妊治療にちゅうちょする方への大きな後押しともなっており、これこそが子供を増やすという少子化対策の一つであると思っています。子供が欲しくてもできないカップルが、適切な不妊治療を受けることができ、子供ができたら大層喜びであるでしょうし、本市にとっても少子化が進む中、このような治療で1人でも2人でも子供の数が増えるのであればうれしい限りであります。

質問の趣旨に移ります。今は、このように不妊治療が保険適用外でも1回につき国・県の助成制度で30万円、本市独自の補助金で30万円と、

60万円の助成がなされる制度となっています。ところが、この4月から標準化された不妊治療は保険適用となることが決まっております、保険適用の治療は個人負担が3割ですので、今まで助成を受けて経済的負担が少なかったカップルが、逆に3割の医療費負担が発生するといった現象が生じます。例えば、60万円の不妊治療費では、今まで国・県からの助成が30万円、一方、本市から30万円の補助を受けることができ実質無料となるわけですが、4月からは保険適用の治療は3割負担ですから、60万円の3割、つまり18万円が自己負担になる計算になります。国が特定不妊治療を保険適用にしたのは、少子化対策としてそもそも不妊治療を行うカップルの経済的負担を軽減するための制度改正と思うのですが、知る範囲の情報では、逆に経済的負担が増える懸念のみであります。そこで今ある本市の特定不妊治療費助成事業を、どのように制度を改正するのかお伺いするものです。

厚生常任委員会協議会では、予算の積算については従来どおり特定不妊治療を行う補助金として、1回30万円を8回分と見ての240万円を計上しているとのこと。しかし、4月からは保険適用となることから、もう既に制度改正がなされなければ、間に合わない状況下でないでしょうか。

そこで、次の7つの質問を行います。1つ目から6つ目まで健康スポーツ課長に、7つ目は市長にご答弁をお願いします。健康スポーツ課長、お疲れでしょうが、よろしくお願ひいたします。

まず、1つ目の質問であります。特定不妊治療のうち、保険適用となるのはどのような治療なのか、お尋ねいたします。

○梅津善之委員長 菅 秀一健康スポーツ課長。

○菅 秀一健康スポーツ課長 不妊治療のうち保険適用となるのはどのような治療かということですが、令和4年3月末までの保険適用

は不妊の原因検索のための検査及び原因疾患への治療のみとなっています。令和4年2月9日の中央社会保険医療協議会において、原因不明の不妊や治療が功を奏しないものについても新たに保険適用されることになりました。令和4年4月からは一般不妊治療であるタイミング法と人工授精、生殖補助医療、これについてはこれまで特定不妊治療という名称であったものがあります。この生殖補助医療である体外受精、顕微授精、男性不妊の手術が保険適用となります。この生殖補助医療については採卵から胚移植に至るまでの一連の基本的な診療は全て保険適用され、患者さんの状態等に応じ追加的に実施される可能性のある治療等のうち、先進医療に位置づけられたものについては保険診療と併用可能となります。

○梅津善之委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 いろいろ難しい表現をされておったわけですが、要は今までですと例えば人工授精、それから体外受精、顕微授精、こういったものについては保険適用とならなかったわけですが、こういった治療については、いわゆる標準化という表現使ってますが、標準の治療ということで、4月からは保険適用の3割になるということによろしいですか。

○梅津善之委員長 菅 秀一健康スポーツ課長。

○菅 秀一健康スポーツ課長 鈴木委員のおっしゃるとおりでございます。

○梅津善之委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 それでは、次の質問です。

特定不妊治療を行っている医療機関、病院とか産婦人科医院、あるいは産婦人科クリニックとか、そういった機関は県内では何か所あるでしょうか。また、置賜地区では具体的にどこの医療機関で対応できるか、お尋ねします。

○梅津善之委員長 菅 秀一健康スポーツ課長。

○菅 秀一健康スポーツ課長 山形県内の指定医療機関、厚生労働省の定める特定不妊治療費助

成事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針によるものでありますが、5か所ございます。山形市の山形大学医学部附属病院、済生会山形済生病院、川越医院、鶴岡市のすこやかレディースクリニックと米沢市のゆめクリニックです。

○梅津善之委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 ただいま県内では5か所という説明でありました。置賜地方については、米沢市にあるゆめクリニックという医療機関ということですが、米沢市立病院とか公立置賜総合病院については指定機関にはなっておりませんか。

○梅津善之委員長 菅 秀一健康スポーツ課長。

○菅 秀一健康スポーツ課長 現在、答弁させていただいたとおり、県内の指定医療機関は5か所でございますので、該当になっていないところですよ。

○梅津善之委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 米沢市立病院とか公立置賜総合病院は不妊治療はできるけども指定になってないと、そういう解釈でよろしいですか。

○梅津善之委員長 菅 秀一健康スポーツ課長。

○菅 秀一健康スポーツ課長 先ほども申し上げましたように、指定医療機関には入っていないということなので、該当しないものと思います。

○梅津善之委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 そうしますと、米沢市立病院、公立置賜総合病院は、産婦人科はあるけども、不妊治療の行為はしていないというようなことによろしいんですか。子供の出産とか、そういうのはするけども、不妊治療はしていないということによろしいんですか。

○梅津善之委員長 菅 秀一健康スポーツ課長。

○菅 秀一健康スポーツ課長 そこまでの資料がありませんので、現在ここではちょっと分かりかねます。

○梅津善之委員長 暫時休憩します。

午後 3時32分 休憩

午後 3時37分 再開

○梅津善之委員長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

菅 秀一健康スポーツ課長。

○菅 秀一健康スポーツ課長 一般不妊治療については、公立置賜総合病院でも米沢市立でもやってるそうですが、生殖補助医療、特定不妊治療になりますと、先程申し上げたように5か所のみということのようです。

○梅津善之委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 はい、分かりました。県内5か所で、置賜地方は米沢市にあるゆめクリニックさんのみということですね。不妊に悩むカップルの皆さんは非常に医療機関を限定されると。山形県には少ないのかなという感じがしたところであります。

それでは、次の質問に移ります。

3つ目の質問は、4月から公的保険になるわけですが、公的保険適用の治療は3割負担となり、現行の助成制度に対し逆に負担が増えると思うが、実際はどうなるのかということをお尋ねします。これ、冒頭の今日の質問の一番の趣旨ですけれども、ここのところについてお尋ねいたします。

○梅津善之委員長 菅 秀一健康スポーツ課長。

○菅 秀一健康スポーツ課長 現行の一般不妊治療、タイミング法とか人工授精につきましては、市の特定不妊治療費助成事業には該当せず、自己負担でありましたが、4月からは保険適用となり、負担は軽減します。生殖補助医療は、現行では特定不妊治療費助成事業に該当するため、1回の治療につき、県と市からそれぞれ最大30万円の助成事業があります。仮に治療費が60万

円の場合、現行では実質自己負担は無料となっておりますが、保険適用により特定不妊治療費助成事業がなければ、18万円の自己負担が発生することになります。

○梅津善之委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 やはり保険適用になりますと特定医療行為については逆に負担が増えるということは、今の答弁からして、私の認識と同じかなと思ったところであります。

それでは、次の質問ですが、保険適用になることで今までの国・県の特定不妊治療費助成制度はどのようになるのかをお伺いします。今までですと、国のほうも1回につき30万円ですから、1子につき6回までですから、1つのカップルが子供がなかなかできなくて、6回チャレンジできるとなれば、国・県だけで30万円掛ける6回、180万円の医療費の助成が受けられるわけです。長井市も同様に、さらに30万円を上乗せして6回、1人の子供が生まれるまで6回できるということですが、その制度については保険適用になることでどのようになっていくのか。要は3割負担になることは先ほどお伺いしたわけですが、その3割を国と県でさらに負担してあげるとか、その辺の動きについて何かありますでしょうか。どうなるのか、教えていただきたいと思えます。

○梅津善之委員長 菅 秀一健康スポーツ課長。

○菅 秀一健康スポーツ課長 生殖補助医療の保険適用化に伴い特定不妊治療費助成制度は令和3年度で終了いたしますが、経過措置として令和3年から令和4年度の年度をまたぐ1回の治療については特定不妊治療の助成金の対象となり、国・県からの30万円、これに合わせて本市でも経過措置として国・県の助成額を超えた金額を30万円を上限に助成いたします。県では、医療保険適用に伴い受診者の負担が増えることを懸念し、全国知事会と連携して、令和3年6月10日開催の全国知事会における令和4年度国

の施策並びに予算に関する提案・要望や令和3年12月4日の地方六団体による国と地方の協議の場において、政府に対して対策を講じるよう提案しておりました。しかし、政府予算案への経過措置以外の具体的な対策が示されなかったため、県単独で助成を検討しているとの通知がありました。保険適用となる1回の特定不妊治療に対し、現行の国・県助成額30万円の3割となる9万円を助成する方向で検討しているとのことでありました。

○梅津善之委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 3割負担の部分について、今の課長の説明ですと、1回につき30万円の3割を負担するという事は、要するに保険適用になったときの個人負担3割を県のほうで助成することで今検討していると理解させていただきました。そうなれば、不妊に悩むカップルについては、その治療に関して経済的負担は従来どおり無料でできるのかなと思ったところであり、私が一番心配してるのは、保険適用になったことによって改善がむしろ改悪になることが駄目なんじゃないかなという思いがあるわけなんですけれども、新たに県のほうで、社会保険適用になった、3割負担しなきゃなんない、その3割分は県が助成してくれるということであれば、利用されるカップルはまず、経済的負担は緩和されるであろうということで、大変よい方向で検討されているなど今思ったところがあります。

それでは、一方で、今まで長井市のほうでは、特定不妊治療について、国・県と歩調を合わせて、国・県が30万円の助成のところ、本市も30万円上乗せする形で進めてきましたけれども、国・県が3割負担していただければもう長井市は負担してあげる必要ないわけですが、長井市についてはどのような取組を考えてらっしゃるのか、検討されてることがあればお教え願いたいと思います。

○梅津善之委員長 菅 秀一健康スポーツ課長。

○菅 秀一健康スポーツ課長 現行の市の助成事業の一部を改正して、治療期間における初日における妻の年齢が43歳未満である場合、保険適用となる治療費の自己負担分について、県の助成額の9万円を超えた金額を上限9万円で市が助成したいと考えています。この場合、先ほどの治療費60万円の例にすると、保険適用による自己負担は18万円を県・市が9万円ずつ助成することになります。回数制限については、国の制度と同様に、40歳未満は1出産当たり通算6回、40歳以上43歳未満は1出産当たり通算3回、これまで本市独自助成対象の43歳から46歳未満の方へは、これまでと同様、1出産当たり通算3回まで、1回当たり30万円を上限に助成を行う予定です。

なお、予算につきましては、申請状況を勘案しながら、不足が見込まれる場合は補正で対応させていただきたいと考えております。

○梅津善之委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 本市としても、国・県と歩調を合わせて独自に上乗せするという方向で検討してるということは、本当にカップルにとっては大変ありがたいことだと思います。ぜひそのようなことで実現するようにご検討願いたいと思います。

それでは、次の質問です。保険適用にならない診療、いわゆる、このたび保険適用になる通常の特定不妊治療以外で、もっと先進的で高度な治療が必要とされるカップルがあるやもしれません。そうした方が保険適用にならない診療を希望した場合に、そして診療された場合、保険適用外となって、全額自己負担となるわけですけれども、そういった自由診療に対して、国・県の特定不妊治療費助成制度、従来の制度は生きているのか、その制度は全くなくなるのか。つまり、3割の保険適用の医療は4月から動き出すと。でも、保険適用のない治療に対し

て従来の助成制度は残るのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○梅津善之委員長 菅 秀一健康スポーツ課長。

○菅 秀一健康スポーツ課長 保険適用とならない診療、自由診療についてということでありますが、このたびの保険適用化は適応症と効果が明らかな治療に対して実施されるものでありまして、これに伴い、自由診療への特定不妊治療制度は経過措置を除き、令和3年度で終了することになります。

○梅津善之委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 分かりました。そうしますと、お金とか時間がある方はそういった先進的な自由診療を受けられることも考えられますが、普通の方ですとやはり標準的な医療、体外受精とか、そういったもので対応するしかないというようなことになろうかと思えます。この件についてはこれ以上、突っ込んでお伺いするつもりはございません。

次の質問については、準備しておったんですが、先ほど課長から保険適用外の取組についてお伺いしましたので、取りやめさせていただきます。

最後の質問です。これは市長に対しての質問になるんですが、今までの本市独自の助成事業は子供を増やす事業であり、少子化対策として有効で、重要な施策として評価しています。しかし、4月からこの助成制度が改正されて、保険適用となれば、標準的な不妊治療については3割負担が伴い、間違いなくカップルの経済的負担が大きくなります。高額医療費制度を利用しても、月に七、八万円を超えた部分の負担は伴います。また、標準的な特定不妊治療以外の高度で先進的な不妊治療を受けるカップルについては、自由診療ですので、今ある助成制度がなくなれば全額自己負担になるのではないかと非常に心配しております。3割負担しなければならぬ標準的な不妊治療をするカップルに対

しても、自由診療で高額な不妊治療をするカップルに対しても、経済的負担を軽減するよう充実化を図ってほしいと考えます。不妊治療に取り組むカップルが4月から経済的負担が大きくなってはならないと思いますが、市長の見解を伺いますという、こういう質問を考えておったんですが、先ほど課長のほうから市のほうの3割負担の部分について対応してくださるよう検討してるということでありましたので、大変ありがたいと思っております。さぞ不妊で悩むカップルも喜ぶことではないかと思えます。

それで、最後の質問の趣旨で、市長に、これからですね、4月からそういったことで今までの助成制度が変わるわけですが、長井市としてこの不妊治療、経済的負担を軽減するために今後とも頑張っていただけるのかどうか、その辺、最後の質問でご見解をお伺いしたいと思います。12月にもお伺いしたんですが、前向きに検討していただいて、大変喜ばしいとは思いますが、最後にもう一度、市長のご見解をお願いいたします。

○梅津善之委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答え申し上げます。

ちょっと時間もあるようなので少しお話しさせていただきますが、実は長井市の不妊治療だけじゃなくて、不育治療もあるんですね、ご存じだと思うんですが。結局、妊娠はやっとしたんだけど流産しちゃう、その不育というのも大変なんですね。鈴木 裕委員もおっしゃっておりますが、まず、経済的負担もあるんですが、精神的なもの、それから治療を受けるためにやっぱり休まなきゃいけないんですね。ですから、そういった意味では国のほうでこういった不妊治療について保険適用になったというのは社会的に認められる制度になったということで、自由診療じゃないんで、その意義は大きいと思っております。経済的支援はもちろんですが、一番はやっぱり不妊で悩んで、何とか子供欲しいと

という方は何回も行かなきゃいけないわけですよ。しかも、痛みもあるそうです。そういった苦痛を乗り越えて、なおかつ、勤めてる職場とか社会から白い目で見られて、それでも頑張って妊娠して、出産なさるといふのには本当に頭が下がります。もともとは平成24年度だと思んですが、我妻 昇元議員から実は提言がありまして、長井市でも不妊に悩んでいる若い夫婦が多いんだと、高額なお金もかかるし、ぜひ市で支援してほしいという提言を受けまして、当時は13市では村山市しかこの制度なかったんですね。私のほうで健康課のほうといろいろ相談して、いろいろ調べて、不妊だけじゃなくて、不育もだということで、この制度を設けたのは平成25年からです。それだけ思い入れがありまして、それと、国のほうでは、制度的には通算6回、40歳未満、40歳から43歳未満は3回ということなんですが、もう40歳で諦めなきゃいけないのかと。でも、実際、40歳以降で出産なさってる、妊娠なさってる方も多いので、ここは先ほどの米沢市のゆめクリニックの先生に相談して、実は長井市だけが44歳以上46歳未満まで、今度は43歳以上46歳未満までということで年齢を上げております。それぐらいやっぱりお子さんを望んでる夫婦を応援したいなということでございまして、あとは、菅課長のほうからいろいろ説明がございましたけれども、不育症といいますかね、その治療については現行をそのまま続けると。不育症の検査、治療費の助成は継続するというので、1夫婦当たり年度内でやはりこれも上限30万円、治療とか検査費用とかやっぱりいろいろかかるんですよ、こういったところを30万円まで支援していこうと。

今後の動向でございしますが、やはり菅課長からありましたように、まず、県のほうでいわゆる30万円のところまで、9万円負担しなきゃいけないんですよ。それを越えた部分を引き続き支援しよう。長井市もそれに準じますので、

結局18万円まで、1回、2回で妊娠できなかった方の負担を応援しようという方向で長井市も考えておりますが、この4月からこれが始まりますので、県の動向やら、国の動向、あるいはその状況を見極めながら、少し柔軟に、必要であれば制度を変える、あるいは財源を何とか確保して議会からお認めいただければ、その予算ももう少し追加するというのも必要なのかなと思っております。やはり県内でトップレベルで今までもやってきたわけですから、引き続き、鈴木 裕委員からも言うていただきましたので、こういったことで、そういったご夫婦を応援して、少子化の歯止めにもなりますし、そんなことで、引き続きこれからもご指導賜りたいと思います。

○梅津善之委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 市長の不妊治療、不育治療、この両方に対しての市として何とか応援していきたいという気持ちが十分伝わりました。

市長が先ほど述べられたように、不妊治療に悩むカップルは、経済的負担はもちろんのことなんですが、やはり身体的負担と精神的負担、これ、両方が非常に大変だということがいろんなもの書かれておったり、そういった感想があります。普通の病気みたいに1回行って、治療終わりみたいのでなくて、1回という治療行為が何回かに及ぶということで、また、体外受精なんかですと痛みも伴ったりしますし、それから職場を休むとか、申し訳ないみたいな気持ちで肩身が狭いみたいな精神的、あるいはメンタルなところでの苦痛とか、様々、不妊に悩むカップルは悩みなり、負担を抱えてるということは重々承知の上で質問させていただいたところであります。

市長の今のお話ですと、平成25年からこの不妊治療というものに対して、長井市として一生懸命力を入れてきたんだということであります。ただ、こういう独自の財源で国・県の助成に上

乗せしてるという実態が市民の方に浸透してるかというところとそうでもないような感じがしますので、もう少しPRをしていただいで、単なる少子化対策ではないんですけれども、不妊に悩むカップルに対して、本市として力を入れて支援してるんだというところはもう少しPRしていただいてもよろしいかなという、私の最後の感想です。

今日の質問は、とにかく、保険適用と制度改正になることによって、不妊カップルの治療費の負担が大きくなるんでないかと心配されたものですから、国・県の制度の改正、長井市としてどういう助成をしてくのか、その辺を確認すべく、質問させていただきました。大変前向きで、いい答弁をいただいたと思っております。

これで私の質問は終わります。

**○梅津善之委員長** 以上で通告による総括質疑は終わりました。

これから各会計予算の細部審査に入ります。

なお、質疑に当たっては、答弁者並びにページ数をお示しの上、お願いいたします。

## 議案第5号 令和4年度長井市一般会計予算についての質疑

**○梅津善之委員長** それでは、議案第5号 令和4年度長井市一般会計予算の1件について、歳入から順次質疑を行います。

まず、1款市税から13款使用料及び手数料について質疑を行います。一般会計予算事項別明細書では13ページから24ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○梅津善之委員長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、14款国庫支出金から21款市債について

の質疑を行います。24ページから42ページまでであります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○梅津善之委員長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、歳出の審査に入ります。

まず、1款議会費、2款総務費について質疑を行います。43ページから74ページまでであります。ご質疑ございませんか。

6番、金子豊美委員。

**○6番 金子豊美委員** ページ数は66ページ、2款総務費、1項総務管理費、11目諸費、002交通安全推進事業1,175万5,000円について質問をさせていただきます。市民課長にお聞きします。協議会の資料では現在、交通指導員は9名で、報償費として予算化されています。まず、1人当たりの年間の報償費は幾らか、お聞きします。

**○梅津善之委員長** 渡邊恵子市民課長。

**○渡邊恵子市民課長** お答えいたします。

ただいまのご質問は、交通安全推進事業461万8,000円の事業費の中のご質問ということで理解させていただきます。

それで、交通指導員の皆様には、登校日の朝、およそ30分程度、交通量の多い横断歩道などに立哨いただき、登校する児童生徒の安全を見守っていただいております。ご質問のありました交通指導員の1人当たりの年間報償費が幾らになるのかという点についてですけれども、予算書の67ページ、説明欄の上から2番目の費用弁償170万円で計上させていただいているものになります。1人当たりの支給額についてですけれども、1人1回当たり1,100円、冬期間は1,200円をお支払いをしております。実績などを勘案して、年間の平均の1人当たりでは20万円ほどになるものと見込んでおります。

**○梅津善之委員長** 6番、金子豊美委員。

**○6番 金子豊美委員** 大変失礼しました。数字